



山形県公報

令和2年5月1日(金)

号 外 (19)

目 次

企業局関係 規 程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 1

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の2第1項に次の1号を加える。

- (3) 感染症のまん延を防止するための作業に従事する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に定める感染症（特に必要がある場合は、狂犬病を含めることができる。）並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症（以下この号において「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

第5条の2の2第2項第2号中「第2号」を「第2号及び第3号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の2の2第1項第3号及び第2項第2号の規定は、令和2年4月25日から適用する。

令和2年5月1日印刷
令和2年5月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県